

## 新型コロナウイルス感染防止のための外部受入等の考え方（職員周知）

経済活動が一気に再開され、新型コロナウイルスの感染拡大が更に憂慮される中で、感染防止の取り組みの原点を忘れることなく、外部からの人の受入に関する基本的な考え方も継続する。

- 1 ここではいう外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティア、見学者などをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
  - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
  - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状が一切ないこと。
  - ③ 直近の1週間以内に人口10万人当たり0.5人以上の感染者が確認されている市区町村を訪問していないこと。  
訪問場所が不特定多数の集合でクラスター発生の危険性がある場所（集会やイベントなど）を訪問していないこと。
  - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～③に当てはまる人と14日間以内に接触がないこと。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、訪問した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者との接触した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。

2020. 7. 22  
社会福祉法人育成会